

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月19日12:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.23時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
経営改善計画	1	就労継続支援A型	-	経営改善計画書の作成に関して、今年度も猶予措置は継続しているか。(新型コロナ関連)	終了時期について国から通知がないため、継続します。
経営改善計画	2	就労継続支援A型	-	上記で猶予されると認められる場合、報酬改定後のA型スコアで経営改善計画を作成しない区分でチェックして差し支えないか。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することが可能とされています。(令和3年3月30日付け障発0330第5号留意事項通知) なお、この場合の前々年度は「平成30年度」を用いてください。
専門的支援加算	3	児童発達支援	-	専門的支援加算にある「5年以上児童福祉事業に従事した保育士、児童指導員」の具体的な対象要件について (保育士、児童指導員それぞれのどのような方が該当するのか、児童福祉事業の具体的な内容等について)	「児童福祉事業」は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定められている社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業です。(例えば、障害児通所支援事業は第二種社会福祉事業に分類される児童福祉事業です。)ここに定められる事業の経験が5年以上ある保育士及び児童指導員が、専門的支援加算の対象職種となります。
専門的支援加算	4	児童発達支援	-	同じく専門的支援加算にある「心理指導担当職員」の具体的な要件について (どのような学歴、資格要件保持者が該当するのか)	従前と変更ありません。 (平成24年厚労省告示270・第1号及び令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する厚生労働省Q & A VOL1 問63を参照)
児童指導員等加配加算	5	放課後等デイサービス	資料1 13ページ	児童指導員等加配加算について 保育士は、どこに該当しますか。理学療法士等でしょうか、児童指導員等でしょうか。	保育士は「理学療法士等」に含まれます。
欠席時対応加算	6	放課後等デイサービス	資料2 62ページ	欠席時対応加算(2)について 送迎加算は取得できますか。 回数の制限はありますか。月4回まで等。	現時点の通知内容からの判断では取得可能です。また、回数の制限についても特段通知はありません。
福祉専門職員配置等加算	7	放課後等デイサービス	資料3 64ページ	福祉専門職員配置等加算について 現行通り算定してよろしいでしょうか。	従業者の総数に障害福祉サービス経験者を含めず算出してください。
個別サポート加算(1)	8	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 59ページ	個別サポート加算(1) 対象児童について、指標該当の調査をどのようなスケジュールで行うのか明確にしていきたい。 「厚労省 事務連絡 令和3年2月19日 障害児通所支援等に係る令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」 P4にも 通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に加算の決定をすることも可能と記載がある通り、事業所からの個別ケースにおける調査の求めについてどのように対応していくかも明確にしていきたい。	確認中

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月19日12:00受付分までの回答一覧です。

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

R3.4.23時点

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
個別サポート加算(2)	9	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 60ページ	個別サポート加算(2) 対象児童はどういったラインを想定しているか、対象児童であることの明確化はどのようにするかをお教えいただきたい。 また、契約時に「擁護性の高い家庭」と保護者への説明が困難であることについて、説明の簡略化など市として柔軟な対応を検討いただきたい。	要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童で、要保護児童にあたらない児童。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の元で監護されている子ども、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれてる子どもなど。 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に看護させることが不適当であると認められる児童。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなど。 （厚生労働省 要保護児対策地域協議会設置・運営指針 資料） 後半の質問に関しては、当加算が保護者との信頼関係が構築されていることを前提とした加算であり、主な算定要件が （1）連携先機関等と連携して支援を行うこと （2）通所給付決定保護者の同意を得ること の2点であることから、利用児が要保護児・要支援児であると判断されれば即ち算定可能になる訳ではないのでご注意ください。 （令和3年3月31日付け事務連絡 個別サポート加算（Ⅱ）の取り扱いについて）
医療連携体制加算	10	医療型児童発達支援	-	医療連携体制加算について 重度心身障害児対象の事業所だが、実績に基づいて算定か、事前に届出が必要か。	医療型児童発達支援については、医療連携体制加算はありません。 なお、関係機関連携加算は従来通りの算定方法となります。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスの医療連携体制加算は、事前の届出は不要で実績に基づく算定となります。
基本報酬(医療的ケア)	11	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定 看護師が基準より1名多く配置されており、常時2名体制になっているが、1人分はシフト勤務で複数の看護師が配置されている（常勤換算で1名分になっている）が、算定可能か。	医療型児童発達支援については、医ケア区分に応じた基本報酬の算定区分はありません。 なお、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間を通じて区分ごとに必要な人数が配置されていれば算定可能です。
基本報酬(医療的ケア)	12	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定 上記について、事前の届出が必要か。	医療型児童発達支援については、医ケア区分に応じた基本報酬の算定区分はありません。 なお、児童発達支援、放課後等デイサービスの基本報酬算定区分については、事前の届出が必要です（様式14-3 様式14-4 報酬算定区分に関する届出書・別添）。
基本報酬	13	就労継続支援B型	資料1 9ページ	「利用者の就労や生産活動への参加等通常のB型利用者に毎日、もしくは毎月一律に加算されるのでしょうか、報酬体系の1万円未満の中に新たに作られたものなのでしょうか？」	確認中
地域協働加算	14	就労継続支援B型	資料1 9ページ	地域協働加算ですが、地域の企業から受託して行っている作業も該当し全員につくのでしょうか？	お見込みの通りです。 この加算は、「利用者の、地域での活躍の場・活動の場を広げること」を目的に創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組を後押しするよう運用することを想定しています。 このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取り組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などが、その対象の範疇となります。 地域の企業からの受託作業が上記趣旨に合致するのであれば対象となり得ます。
-	15	就労継続支援B型	-	B型事業も就労(一般就労)継続して就労した場合、1年間加算が2年に延長されるのでしょうか	就労移行支援事業の基本報酬区分の決定に係る実績の算定方法が直近2か年の実績により算定することになりましたが、就労継続支援B型事業所で算定できる就労移行支援体制加算は今まで通りです。
個別サポート加算(1)	16	児童発達支援	-	ケアニーズに該当する全ての利用者の申請を検討しております。 対象全利用者様のチェックをした上で届け出をさせて頂くという認識ですが差異ございませんでしょうか。	お見込みの通りです。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月19日12:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.23時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
専門的支援 加算	17	児童発達支援・放課後等デイサービス共通	資料2 60ページ	専門的支援加算の要件で、職に就いた時点からか資格要件を満たしてから5年以上なのか	保育士は「保育士として5年以上～」、児童指導員は「児童指導員として5年以上～」と記載あることから、資格要件を満たした上で当該職種に配置されてから5年以上となります。 なお、放課後等デイサービスの専門的支援加算では対象職種に保育士、児童指導員は含まれませんのでご注意ください。
報酬算定区分 (機能強化型サービス利用支援費)	18	計画相談支援	資料2 53ページ	機能強化型サービス利用支援(4)の算定要件について「専従の相談支援専門員を2名以上配置し、」とあるが、常勤専従1名、コーディネーター2名であれば満たすと考えて良いか。(コーディネーターは0.5のカウントで、2名なら1.0という考え方で良いか?) (※コーディネーターとは相談支援専門員を指す)	お見込みのとおりです。 なお補足として、以下に例をお示しします。 【例：機能強化型サービス利用支援(Ⅳ)】 専従の相談支援専門員を3名配置した場合、そのうち1名が相談支援従事者現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であれば、他2名の職員が非常勤(常勤換算:0.5)であっても、常勤換算上規定の配置数(2.0)を満たしていれば、当該要件を満たします。
各種届出 (様式等)	19	計画相談	-	『基本単価(サービス利用支援費・継続サービス利用支援費)の変更』及び『新設各種加算(集中支援加算)を算定する』場合の申請書類及び記載方法を教えてください。 ※「変更届出書」の変更内容(変更後)に『サービス利用支援費・サービス継続利用支援費の単位変更』や『新設各種加算の追加「集中加算」』と記載すれば良いのか。申請の必要性はないのか。	基本報酬を変更する場合は以下の届出が必要です。 ①(様式14)介護給付費等の算定に係る体制等届出書 ②(様式14-1)介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③(様式14-2)勤務形態一覧表 ④(様式46または46その2)計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書 ⑤④に記載の要件を満たすことが分かる根拠資料等 また、指定事項変更届出書の記載方法について、御質問の内容で記載いただければ差し支えありません。 なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により創設された加算に係る必要書類や事前届出の有無については郡山市ウェブサイトに掲載している「加算に係る届出一覧表」を御確認ください。
各種届出 (様式等)	20	計画相談	-	『ピアサポート体制加算』の算定予定はないが、「介護給付費等算定に係る体制等届出書」及び「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表」の提出の必要性があるかを教えてください。	ピアサポート体制加算の算定を行わない場合は、御質問の届出は不要です。 なお、ピアサポート体制加算を算定する場合は、市への事前届出が必要であり、提出書類は以下のとおりです。 ①(様式14)介護給付費等の算定に係る体制等届出書 ②(様式14-1)介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③(様式14-2)勤務形態一覧表 ④(様式58)ピアサポート体制加算に関する届出書 ⑤障害者ピアサポート研修の修了証(写し)
報酬算定区分	21	放課後等デイサービス	様式14-4	報酬算定区分に関する届出書について運営規程に定めるサービス提供機関が3時間以上であれば、1の3時間以上を算定しても良いのでしょうか。 日ごとの実績票に記載しているサービス提供実績の時間とは違うという理解で良いのでしょうか。	運営規程に定めるサービス提供時間で算定してください。
地域協働加算	22	就労継続支援B型	-	地域協働加算とは具体的にはどのようなものか。	利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算です。 【取組の例】 ・地域で開催されるイベントへの出店 ・農福連携による施設外での生産活動 ・請負契約による公園や公共施設等の清掃活動 ・飲食業や小売業など地域住民と交流のある店舗運営 ・地域の高齢者世帯への配食サービス 【算定要件】 ・毎月の報酬請求日までにその取組についてインターネット等で公表すること ・加算の算定は実績に基づくもので、事前の届出は不要 (留意事項通知案参照)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月19日12:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.23時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料該当箇所	質問内容	回答
地域協働加算	23	就労継続支援B型	資料1 9ページ	地域協働加算について質問です。 従来の施設外就労としての生産活動も、地域住民との協働があれば、その対象になるのでしょうか？ また、事業所内にボランティア等を招いて、所内で生産活動を行った場合は対象になりますか？	どちらの取組も対象として差し支えありません。 具体的な取組の例及び加算の算定要件については、質問区分22の回答を参照してください。
報酬算定区分(A型スコア表)	24	就労継続支援A型	-	基本報酬算定の平均労働時間について、新規指定から間もない事業所の経過措置等はあるか。	基本報酬算定区分については新規指定から1年度を経過しない事業所の経過措置がありますが、スコア表の各項目は公表を前提としていることから経過措置はありません。 (事業所の労働時間の合計数) ÷ (利用者の合計数) で算出してください。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、平成30年度または令和元年度の実績を用いることが可能です。 (令和3年3月30日付け障発0330第5号・評価方法の留意事項通知参照)
施設外就労加算(廃止)	25	就労移行支援・就労継続支援A型・B型	-	施設外就労について、これまで実績報告を行ってきたが、加算がなくなるといことは実績報告は今後不要か。	お見込みの通りです。 なお、施設外就労そのものについては一般就労への移行や工賃・賃金の向上に有効であることから、引き続き実施することが望ましいとされています。 現時点では実施要件について変更する通知も特段ないことから、請負契約やユニットの編成等、届出や報告は不要ですがこれまで通りの条件で実施してください。
基本報酬算定区分(定着実績)	26	就労移行支援	-	基本報酬の就職者定着実績算定期間が今年度より2年度(前年度、前々年度の合計)になっております。 今回の改定の目的はコロナ禍の状況を鑑みての改定と認識しておりますが、当事業所はコロナ禍に負けぬよう前年度単年の実績の方が前々年度より就職者定着数の結果をだしており、2年の算定基準になってしまう事により、昨年度までの算定基準と比べ、不利になってしまいます。 それでも新しい基準でのみ算定するしかないのでしょうか。(新基準の2年度か、以前までの基準の前年実績の選択はできないのでしょうか)	確認中
基本報酬算定区分(定着実績)	27	就労移行支援	-	新規指定から2年を経過しない事業所の場合、報酬算定区分はどのようになるか。	下記の通りです。 サービス開始1年未満：3割以上4割未満と見なす サービス開始1年以上2年未満：3割以上4割未満と見なす 又は(1年目の就労定着者数) ÷ (1年目の利用定員数) (Q&A VOL2問6参照)
各種届出(様式等)	28	全サービス(報酬改定に係るサービス)	-	様式14(介護給付費等算定に係る体制等届出書)について、新規と変更どちらに該当するか。	変更に該当します。 また、今回に限り4月1日からの変更が届出可能ですので、異動年月日の欄の日付を誤らないよう注意してください。
報酬算定区分(機能強化型サービス利用支援費)	29	計画相談支援障害児相談支援	-	機能強化型サービス利用支援(3)について下記の体制であれば、(3)に該当するのでしょうか。 2人はコーディネーター業務と計画業務を兼務していますが、常勤専従という扱いで間違いはないでしょうか。 ・相談支援専門員 常勤・計画専従・現任研修受講済 ・相談支援専門員 常勤・コーディネーター(計画) ・相談支援専門員: 常勤・コーディネーター(計画)	御質問の人員配置体制であれば、機能強化型サービス利用支援(Ⅲ)算定要件の一部(人員配置部分)を満たします。 なお、機能強化型サービス利用支援(Ⅲ)算定するためには、人員の配置以外にも要件がございます。全ての要件を満たした上で算定できることに御留意ください。要件の内容については、郡山市ウェブサイトに掲載している「(様式46または46その2)計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書」に記載されておりますので、併せて御確認願います。
報酬算定区分(医療的ケア区分)	30	児童発達支援	-	医療的ケア区分に応じた基本報酬を申請する場合、4月中に主治医からの判定スコア及び見守りスコアの提出が必要ですか？	令和4年6月末まで、新判定スコアに準ずる方法で点数を確認することが認められています。具体的な読み替え方法については、令和3年2月19日付け事務連絡(4月までに対応をお願いする事務棟について)をご確認ください。なお、令和4年7月のサービス提供分からはすべて新判定スコアに基づく報酬請求となります。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月19日12:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.23時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
報酬算定区分（医療的ケア区分）	31	児童発達支援	-	他市町村では、色々なケースがあるようですが、事業所の看護師もしくは、障がい福祉課の医療的コーディネーターが、暫定的なスコア判定を頂くなどは出来ますか？	確認中
報酬算定区分（医療的ケア区分）	32	児童発達支援	-	以前は、医師用の判定スコアの依頼をまだしないようにとの事でしたが、両面刷りの書類は、事業所から保護者さんを通じて依頼して良いのでしょうかもしくは、行政窓口から保護者へ配布でしょうか。	確認中
報酬算定区分（医療的ケア区分）	33	児童発達支援	-	保護者への説明も、事業所で行うようになりますか？ (資料は、別紙③の他は、事業所で作成でしょうか)	確認中
報酬算定区分（機能強化型サービス利用支援費）	34	計画相談支援	資料2 51～53 ページ	『機能強化型サービス利用支援費について』 「計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書」について、要件を満たす根拠となる書類の提出とのことであるが、要件2において、今年度から定期的に会議を開催していく予定であるが、昨年度までは概ね週1回ペースの開催ではなかったため現状では根拠となる書類がない場合はどのように書類提出したらいいのでしょうか。	会議開催の年間計画を作成し、提出ください。
報酬算定区分（機能強化型サービス利用支援費）	35	計画相談支援	資料2 51～53 ページ	『機能強化型サービス利用支援費について』 「計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書」について、要件を満たす根拠となる書類の提出とのことであるが、要件4において、昨年度に新規に採用した相談支援専門員がいない場合はどのように書類提出したらいいのでしょうか。	今年度新たに採用する場合もあるかもしれませんが、研修の一つとして研修計画の中に追加し、その計画を提出ください。
報酬算定区分（機能強化型サービス利用支援費）	36	計画相談支援	資料2 53ページ	機能強化型サービス利用支援費（3）の算定要件に「24時間の連絡体制が確保されていること」とある。（1）と（2）の場合であれば「24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」との要件が加わる。（3）を算定するにあたり、当事業所の場合は、時間外は自動転送システムにより携帯電話での対応で24時間体制を確保しており、その旨を運営規定に明記している為、それをもって要件を満たす根拠と考えても差し支えないか？	差し支えありません。 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで要件を満たすこととなっています。当事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能です。 (令和3年4月12日付「相談支援に係るQ & Aの改正について 通知」で送付した相談支援に関するQ & A 問68参照)